

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和5年度特定公募型研究開発業務
（大学発新産業創出基金事業）
に関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和5年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構 令和5年度特定公募型研究開発業務 （大学発新産業創出基金事業） に関する報告書及び同報告書に付する 文部科学大臣の意見

国立研究開発法人科学技術振興機構令和5年度特定公募型研究開発業務
（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人科学技術振興機構令和5年度特定公募型研究開発業務
（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見・・・・・・・・・・ 4 1

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和5年度特定公募型研究開発業務（大学発
新産業創出基金事業）に関する報告書

目 次

I. 令和5年度特定公募型研究開発業務(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書	5
II. 参考資料	27
資料1 大学発新産業創出基金補助金交付要綱(令和5年3月14日文部科学大臣決定)	
資料2 国立研究開発法人科学技術振興機構大学発新産業創出基金設置規程(令和5年3月28日令和5年規程第7号)	
資料3 国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則(令和5年3月1日令和5年規則第9号)	
資料4 参照条文等	

I . 令和 5 年度特定公募型研究開発業務
(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書

令和5年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、第5期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進すると定められたことを受け、令和5年3月28日に、大学発新産業創出基金補助金交付要綱（令和5年3月14日文部科学大臣決定）（資料1）に基づき987億6,632万円が機構に交付され、同日、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年12月13日法律第158号）の規定及び国立研究開発法人科学技術振興機構大学発新産業創出基金設置規程（令和5年3月28日 令和5年規程第7号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。

2. 基金の管理体制等

特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）（以下「業務」という。）を適切に執行するため、令和5年4月1日に大学発新産業創出基金に係るプログラム準備室を改組し、スタートアップ・技術移転推進部に統合し、体制・関係規程等の整備を令和4年度に引き続き実施し、基金管理を含むプログラムの運営業務を行った。

基金の運用については、「国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則」（令和5年3月1日令和5年規則第9号）（資料3）を制定し、安全性の確保を最優先に、流動性の確保及び収益性の向上を原則とした取扱いを定め、それを効果的に実行するために、理事長を委員長とする基金管理委員会、経理部及びスタートアップ・技術移転推進部による体制にて、基金の運用を行った。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和5年度	令和6年度（見込み）
前年度末基金残高（a）		98,766	97,787
収入	国からの資金交付額	-	-
	運用収入	1	17
	その他	-	-
	合計（b）	1	17
支出	事業費	898	15,025
	管理費	81	100
	合計（c）	979	15,125
国庫返納額（d）		-	-
当年度末基金残高（a+b-c-d）		97,787	82,679
（うち国費相当額）		（97,787）	（82,679）

数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳を足し上げたものとは一致しない場合がある。

4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

	令和5年度
実施決定件数（単位：件）	132
実施決定額（単位：百万円）	636

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和5年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

$$(\text{令和5年度末基金残高}) \div (\text{令和6年度以降業務に必要となる額})$$

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

大学発新産業創出基金事業においては、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進することとしている。

この研究開発・環境形成の推進に向けて機構は、令和5年度、下記の取組を実施した。

【大学発新産業創出基金事業の発足】

大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、令和5年3月28日付けで造成された大学発新産業創出基金をもとに、令和5年4月4日より大学発新産業創出基金事業を発足し、運営を開始した。

事業を的確かつ効果的に推進するため、事業全体を統括するガバニングボードを設置し、会合を4度開催し、本事業の基本方針の策定や事業全体の設計を行った。事業全体の設計にあたっては、ガバニングボードの意見を踏まえ、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、研究ステージ毎に達成すべき事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定した上で、その達成状況を評価し、次ステージ実施の適否を判断するプロセスを取り入れた。加えて、創業初期におけるベンチャーキャピタルによる出資や国によるシード期の支援への円滑な接続のため、起業後の支援継続など、スタートアップ企業への新たな支援方策を盛り込んだ。

上記の基本方針に基づき以下の2つのプログラムを設計した。

ーディープテック・スタートアップ国際展開プログラム：社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を目指す。

ースタートアップ・エコシステム共創プログラム：大学等発スタートアップの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成することを目指す。

また、本事業が研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）既存事業を発展させて取り組むものであることに鑑み、スタートアップ創出に向けて既存事業を円滑に接続させるため、上記プログラムに加えて、スタートアップ起業に向けた研究開発・事業化支援を発展させたプロジェクト推進型起業実証支援プログラム、また A-STEP トライアウトで行ってきた大学等の基礎研究成果の社会実装に向けた試験研究支援を発展させた可能性検証プログラムを設計した。

【優良課題の発掘】

可能性検証においては、研究者からのより多くの応募を促し研究課題を採択することで本プログラムの成果創出を促進し、ひいては大学等発ベンチャー創出力の強化に資することを目的として、マッチングプランナー等の専門人材を活用し、以下の取組を行った。

ー全国に配置されたマッチングプランナーが462件に及ぶ大学研究者や企業との面談、関連機関への訪問等により、企業ニーズや産業ニーズ・地域に潜在する大学シーズを把握するとともに、申請相談への対応や起業や産学連携活動の展開に向けた助言を行った。

ーマッチングプランナーによる提案掘り起こし活動を実施し、令和5年度公募のうち、起業挑戦タイプでは応募全体の53.6%にあたる140件、企業等連携タイプでは応募全体の46.8%にあたる162件の応募につながった。

さらに、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムにおいては、応募を検討する研究者に向けて、技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関とのマッチングイベントを開催し、応募に必要な連携体制構築の機会を提供した。

【公募の実施】

令和5年度公募において、可能性検証は116件（採択：令和5年9月6日）、プロジェクト推進型起業実証支援は8件（採択：令和5年11月22日）、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムは6件（採択：令和6年3月22日）の採択を行った。また、スタートアップ・エコシステム共創プログラムは、「拠点都市プラットフォーム共創支援」と「地域プラットフォーム共創支援」の2タイプで公募を実施し、それぞれ7プラットフォーム、2プラットフォーム（採択：令和6年1月12日）を採択した。特に「地域プラットフォーム共創支援」では、START 大学・エコシステム推進型スタートアップ・エコシステム形成支援に含まれない新たな地域のプラットフォームとして、「Tech Startup HOKURIKU(TeSH)」及び「Inland Japan Innovation Ecosystem(IJIE)」を採択した。

【研究開発の進捗に応じたマネジメント】

可能性検証においては、個々の採択課題の進捗状況に応じて適時・適切な支援等を行なうことで本プログラムの成果創出を促進し、延いては大学等発ベンチャー創出力の強化に資することを目的として、A-STEP トライアウトにおける取組を発展させ、以下の取組を行った。

- －各課題についてマッチングプランナー等による 156 件のサイトビジットや企業・大学双方の研究者を交えた意見交換を通じて、研究開発の進捗を把握するとともに、支援終了後の研究開発の継続・発展や次フェーズに向けた助言や情報提供を行った。
- －プログラム・オフィサー（PO）を交えた会議や、全国のマッチングプランナーを集めた全体会議を2ヶ月に1回程度開催し、地域の枠を超えた機動的かつ一体的な事業運営を行った。
- －起業挑戦の課題については、ベンチャーキャピタル（VC）との連携も深め、延べ10課題についてVCとの面談を行い、1課題について出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS）へのつなぎ込みを行った。

令和5年度
大学発新産業創出基金事業
採択課題一覧

令和5年度 可能性検証 起業挑戦 採択課題

研究開発課題名	研究代表者
低利用水産資源を活用した新規反芻胃メタン低減剤の開発	帯広畜産大学 福間 直希
ポリマーコーティング種子による秋播き栽培システムの開発	北見工業大学 浪越 毅
加齢黄斑変性を対象とするペプチド創薬ベンチャー設立のための新たな機能性ペプチドの創出	岩手大学 尾崎 拓
酵素のナノ空間固定による長期安定保管と高ロバスト反応の可能性検証	産業技術総合研究所 松浦 俊一
イヌ・ネコ無限分裂線維芽細胞の開発と薬効評価系の構築	宮城大学 森本 素子
天然物由来の有機薄膜処理を施したニッケル製極細無痛針の開発	山形大学 木島 龍朗
多量滲出液及び癒着防止に適応する糖由来結晶質創傷貼付材の創出	山形大学 山本 修
自己修復・湿潤接着性多層フィルムを基盤技術とする低侵襲組織シーリングパッチの開発	産業技術総合研究所 真部 研吾
アンビポーラ伝導体の低損失スピントランスポートを利用した長距離相関磁気抵抗素子の開発	埼玉大学 酒井 政道
深層学習型容量トモグラフィを実装したオンデマンド攪拌機の研究開発	千葉大学 武居 昌宏
新しい非共有結合相互作用を生み出す含ヨウ素ペプチドの創製	千葉大学 森山 克彦
プラズマを用いた有用植物の発芽・生育促進技術の開発	千葉大学 柳川 由紀

高強度炭素繊維の簡易・迅速な回収を可能とする混合溶液塩の調製と回収技術の開発	千葉大学 和嶋 隆昌
近赤外ハイパースペクトルイメージング内視鏡による狭所非染色・非破壊計測産業の創出	東京理科大学 竹村 裕
炎症・線維化を抑制する新しい免疫細胞療法における材料確保および安全性評価に向けたシステム構築	慶應義塾大学 酒井 成貴
経済安全保障AI技術を活用した戦略的リスクマネジメントサービスの開発	情報システム研究機構 国立情報学研究所 水野 貴之
技術集約型オープンイノベーションによるNMR細胞内創薬の実現	東京大学 竹内 恒
脳オルガノイド培養基質としての超分子ペプチドゲルJigSAPの実用化検証	東京医科歯科大学 味岡 逸樹
階層スフェロイド型血液脳関門モデルによる薬物脳送達キャリアのヒト脳移行性評価技術の開発	東京薬科大学 降幡 知巳
力センサを「一気に」印刷する3Dプリンタの積層経路生成手法	金沢大学 西村 斉寛
糖尿病の新規根本治療シーズ創出に向けた膵臓・膵島を標的とする核酸モダリティ含有ナノ粒子製剤技術の開発	徳島大学 金沢 貴憲
選択的重水素化法を鍵とする脂質・脂肪酸プローブの開発	静岡県立大学 滝田 良
貝殻真珠層を模倣した低エネルギーで製造可能な軽量複合材料の開発	静岡理工科大学 黒瀬 隆
高コストパフォーマンス製造による炭化ケイ素蓄熱体開発とその実用化	名古屋大学 北 英紀
ヒトiPS細胞由来腸管オルガノイドの新規消化管モデル系としての実用化に向けた検証	名古屋市立大学 岩尾 岳洋

回転型永久磁石を磁界源に用いた鋼床版橋梁溶接リブき裂の渦電流探傷の技術開発	鈴鹿工業高等専門学校 板谷 年也
免疫抑制性T細胞吸着カラムによる免疫低下疾患治療法の開発	滋賀医科大学 伊藤 靖
非ヒト霊長類を活用したアントラサイクリン系抗腫瘍薬による心毒性の予防・治療開発	滋賀医科大学 扇田 久和
ポリグリセロール修飾炭化ホウ素ナノ粒子を用いた中性子捕捉療法によるがん治療	京都大学 小松 直樹
組換え蛋白作製技術を用いた感染症ワクチンの基礎研究開発	京都大学 橋口 隆生
アニマルフリー型高耐久性イムノクロマト検査キットの開発	京都工芸繊維大学 熊田 陽一
人工知能によるインスリン在宅自己注射治療の患者支援システムの研究開発	京都府立医科大学 濱口 真英
超音波照射による酸化ストレス耐性誘導を介したサルコペニア予防法の開発	同志社大学 市川 寛
組織伸展応答とAIの協働による定量的がん病理診断法の創出	同志社大学 剣持 貴弘
ワイヤレス広帯域超音波センサの開発	同志社大学 松川 真美
農業用途の緑色光波長選択型有機太陽電池モジュールに向けてロールツーロールに適した有機半導体材料の開発	大阪大学 家 裕隆
遺伝子特殊構造を標的とした低分子化合物によるリピート病治療法の開発	大阪大学 中谷 和彦
微生物細胞の成分を骨格とする新規な触媒合成技術の開発	大阪公立大学 尾島 由紘

DNAナノテクノロジーを基盤とした化学エネルギーで駆動する生物発光ディスプレイデバイスの事業化検証	関西大学 葛谷 明紀
アユの細菌性感染症予防・治療にむけた体表細菌叢への善玉菌導入技術の開発	近畿大学 永田 恵里奈
機械学習を用いた子どもの動作特性の抽出と指導システムの構築	奈良女子大学 中田 大貴
酵母の代謝・機能を活用した代替肉（イーストミート）の開発	奈良先端科学技術大学院大学 高木 博史
バイオマス増産を実現するロドプシンによる藻類成長促進技術の社会実装	岡山大学 須藤 雄気
骨軟部腫瘍特化型の対話型AIアプリを利用した骨軟部腫瘍診療相談システムの開発	岡山大学 長谷井 嬢
ポリイミドフィルムを連続的に貼り合わせ可能なレーザ溶着技術の開発	岡山大学 山口 大介
お腹の健康を保つ機能性海藻素材による健康食品の開発	高知大学 難波 卓司
効率的な災害看護教育実施のためのXR技術の応用による教育システム開発とその事業可能性検証	佐賀大学 鈴木 智恵子
新たな半月板治療技術の実現を目指す研究	佐賀大学 村田 大紀
水田関連水系を対象としたジャンボタニシ誘殺装置の開発および機能性成分資源としての利活用	佐世保工業高等専門学校 柳生 義人
合金ナノ粒子マスプローブを用いた免疫分析技術	鹿児島大学 新留 康郎

令和5年度 可能性検証 企業等連携 採択課題

研究開発課題名	研究代表者
大量生産に適用可能なナノ粒子へのコーティング技術の開発	北見工業大学 大野 智也
水を原料とするアンモニア製造のためのプラズマ反応プロセスの開発	北海道大学 佐々木 浩一
農業用温度応答型無電源遮光システムの構築に向けた基盤技術の開発	室蘭工業大学 馬渡 康輝
EVの次世代熱管理を指向したマグノン熱伝導性ナノシート大量合成技術の開発	東北大学 寺門 信明
厚膜電磁材料の超高周波透磁率・誘電率評価装置の開発とIEC規格化および実用化検証	東北大学 藪上 信
再生医療分野における細胞の凍結保存技術改善のための高効率冷却システムの開発	秋田工業高等専門学校 野澤 正和
気管上皮細胞再生のためのiPS細胞分化培地開発	山形大学 黒谷 玲子
ヨウ素不揮発化技術を応用した長期抗菌・抗ウイルス活性を有する薄膜の開発	山形大学 矢野 成和
計算化学を基盤としたアンチセンス核酸設計の次世代プラットフォーム技術の開発	日本大学 山岸 賢司
選択金属成膜法を用いた自己整合配線形成技術	茨城大学 山内 智
3Dデータを活用した枝肉取引に向けた計測システムの実用化—カメラ台数削減によるスケールインの可能性	農業・食品産業技術総合研究機構 本山 三知代

高効率な水素製造を実現する炭化タングステン微粒子担持ガス拡散電極の設計と実装試験	群馬大学 小林 里江子
細胞の酸素消費速度計測のためのマルチカラー酸素センサー試薬キットの開発	群馬大学 吉原 利忠
カーボンフリー燃料アンモニア生産を目指す光触媒的空中窒素固定の可能性検証	千葉大学 星野 勝義
THC及びTHCプロドラッグ誘導体を迅速に検知するシステムの構築	帝京大学 田畑 英嗣
低温環境熱を活用した蓄発電可能な熱エネルギーハーベストデバイスの電極材料開発	東京海洋大学 柴田 恭幸
光エネルギーで駆動する持続可能な電源レス無機除菌剤製造システムの開発	東京都市大学 奥中 さゆり
ドローンの屋内飛行安定化を実現する気流の受動制御機能を付加した動翼の創生	東京都市大学 西部 光一
簡易型 α 線スペクトル測定器の開発	東京都立大学 福士 政広
ラティス構造設計プログラムのソフトウェア実装	東京都立産業技術 研究センター 大久保 智
海中作業用アシストスーツの実用化可能性検証	法政大学 石井 千春
カチオン化ハイドロゲルを用いたイヌ間葉系幹細胞由来エクソソーム徐放剤の開発	麻布大学 西田 英高
多孔質炭素体を電極として活用する電気化学的CO ₂ 吸脱着システムの構築	横浜国立大学 稲垣 怜史
発色型表示特性を革新するナノ多孔質電極の開発	長岡技術科学大学 多賀谷 基博

熱可塑性CFRPホイールリム成形精度向上技術の開発	金沢大学 立野 大地
「配向性を有するウシ培養肉を足場材料フリーで細胞のみから作製する独自技術」に関するスケールアップ研究	金沢大学 仁宮 一章
ワイン製造管理のための簡便な分子状亜硫酸モニタリングシステムの開発	山梨大学 井上 久美
新規圧電単結晶 ($\text{Ca}_3\text{TaGa}_3\text{Si}_2\text{O}_{14}$) を用いた高安定・高性能SAW基板構造の開発	山梨大学 垣尾 省司
リレー用シリコンスーパージャンクションバイポーラトランジスタの開発	山梨大学 矢野 浩司
高機能・低環境負荷な粘着剤に向けた両末端官能性アクリルオリゴマーの開発	信州大学 高坂 泰弘
整腸作用を発揮する高温耐性の麴由来細胞外小胞 (EV) の生産条件の探索	岐阜大学 竹森 洋
光ファイバによる革新的流体計測技術 (光ファイバ式薄膜流計測システム/Film Master) の新開発	静岡大学 水嶋 祐基
ノイズフルな時系列情報から異常発生の予兆を捉えるデータ純化技術の開発	静岡大学 山本 泰生
高導電率なホスホン化自己ドーブ型導電性高分子の開発	名古屋市立大学 雨夜 徹
金コロイド結晶基板を用いた表面プラズモン共鳴分析装置の開発	名古屋市立大学 山中 淳平
溶湯熱分析による製造現場における品質live測定法の開発	三重県工業研究所 近藤 義大
溶融樹脂が発する弾性波を利用した成形加工中リアルタイムレオロジー特性解析と成形全自動化AIの開発	滋賀県立大学 徳満 勝久

迅速な微粒子統計解析を可能とするフローサイトメトリ方式原子間力顕微鏡の開発	龍谷大学 宮戸 祐治
サイトカイン担体となる繭素材を活用した新規幹細胞培養器材の開発	京都工芸繊維大学 小谷 英治
環境低負荷な溶剤不要プロセスによる強靱・多機能性100%バイオポリエステルナノファイバー不織布の開発	京都工芸繊維大学 高崎 緑
現場環境水中で溶存有機物の三次元蛍光特性情報を長期間取得できる小型センサーの開発	京都工芸繊維大学 布施 泰朗
レオロジーとトライボロジーに着目した高付加価値食品・フードロス低減を可能とする食感・風味の統合評価法	京都府立大学 田代 有里
攪拌翼なし粉体攪拌機	大阪大学 後藤 晋
レアメタルフリー高強度チタン焼結合金のスケールアップ化製法の実用化検証	大阪大学 近藤 勝義
低温大気中焼結型Cu-Ag複合粒子ペーストのパワーデバイス接合性能の研究	大阪大学 陳 伝とう
タンパク質をエクソソームに局在化させる	大阪公立大学 立花 亮
全視野型蛍光X線元素イメージング装置の実用化検証	大阪公立大学 辻 幸一
効率的な品質検査を可能とするメカノクロミックポリウレタンの研究開発	関西大学 三田 文雄
シリコンナノ粒子のMie共鳴を用いたマルチカラーイムノクロマトセンサ	神戸大学 杉本 泰
波長制御できる広帯域無水銀紫外線光源を用いたウイルス汚染土壌無毒化技術の開発	神戸大学 松尾 栄子

青葉アルデヒド（2-ヘキセナール）の有益昆虫に対する延命効果の可能性検証	神戸大学 山内 靖雄
プラズモニック印刷マルチカラーSERSの同時検出	兵庫県立大学 山口 明啓
分子設計AIを活用した有機合成による機能性物質探索技術の効率化	岡山大学 石川 彰彦
耐量子デジタル署名FALCONの鍵生成における依存関係の明示化と評価	岡山大学 小寺 雄太
PET樹脂の結晶化制御と複合材料の相溶性の可視化によるマテリアルリサイクル技術の確立	広島大学 中谷 都志美
カンキツの樹勢・摘果評価システムの要素技術の開発	山口大学 柴田 勝
経皮感作予防を目的とした衣料繊維のアレルゲン制御技術の確立	徳島大学 清水 真祐子
根菜・果実内部病巣の迅速検査技術の開発	九州大学 興 雄司
配管構造を持つ部材の内部の3次元形状を自動で取得するシステムの開発	九州大学 川崎 洋
ロボットや自動車内で低ノイズ高速通信を実現する信号伝送方式の実用化開発	九州工業大学 松嶋 徹
表面透磁率分布可視化のための高分解能新型プローブ顕微鏡の開発	福岡県産業・科学 技術振興財団 小林 慎一郎
高温環境で安定動作可能な高耐久性COセンサの開発	長崎大学 上田 太郎
光合成細菌バイオプライミング（biopriming）による作物の成長促進技術に関する研究	崇城大学 宮坂 均

ナノ粒子混合型MR流体を用いたワイドレンジかつ繊細な力制御デバイスの開発	大分大学 菊池 武士
難溶性バイオマスの優れた溶媒探索を実現するマテリアルズインフォマティクス	宮崎大学 宇都 卓也
ロスの削減と高品質鯉節の製造に向けたオレンジミート抑制手法の確立	鹿児島大学 熊谷 百慶

令和5年度 プロジェクト推進型 起業実証支援 採択課題

プロジェクト名	研究代表者	事業プロモーターユニット
バイオ医薬品等の難吸収性薬物の経皮吸収型製剤の開発	筑波大学 生命環境系 教授 臼井 健郎	サナメディ株式会社
モノマーと肥料を与えるポリカーボネートのケミカルリサイクルの事業化	千葉大学 大学院工学研究院 准教授 青木 大輔	インキュベイトファンド株式会社
革新的細胞運命変換技術による人工膵島の開発と1型糖尿病根治治療法の実用化	順天堂大学 難病の診断と治療研究センター 特任教授 松本 征仁	Beyond Next Ventures株式会社
超スマート社会を支える超小型原子時計のガスセル製造技術	京都大学 大学院工学研究科 講師 平井 義和	株式会社みらい創造機構
世界初の一酸化炭素中毒に対する解毒剤及び当該技術を活用した他のガス中毒の解毒剤の開発	同志社大学 理工学部 教授 北岸 宏亮	バイオ・サイト・キャピタル株式会社
次世代型人工ペプチド・タンパク質のための人工リボソームプラットフォームの事業化	大阪大学 大学院工学研究科 教授 青木 航	ANRI株式会社
フォトン・アップコンバージョン技術の事業化	九州大学 大学院工学研究院 准教授 楊井 伸浩	QBキャピタル合同会社
ブロックチェーン技術でネット詐欺の撲滅を目指す通信データ公証プロトコルの事業化	佐賀大学 理工学部 准教授 中山 功一	バイオ・サイト・キャピタル株式会社

令和5年度 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム 採択課題

プロジェクト名	研究代表者	代表事業化推進機関
プラスチック混合廃棄物や繊維製品に対する革新的ケミカルリサイクル技術の事業化検証	弘前大学 地域戦略研究所 准教授 吉田 暁弘	京都大学イノベーション キャピタル株式会社
ペプチドを基盤とした新規モダリティ「分子集合体治療」の創出	東京医科歯科大学 統合研究機構 脳統合機能研究センター 准教授 味岡 逸樹	株式会社ケイエスピー
mRNA構造を標的とした新規免疫炎症制御医薬研究開発	京都大学 大学院医学研究科 教授 竹内 理	株式会社ファストトラック イニシアティブ
iPS細胞由来3次元成熟心臓組織を用いた新規心臓病研究プラットフォーム事業	京都大学 iPS細胞研究所 (CiRA) 准教授 吉田 善紀	DCIパートナーズ株式 会社
革新的マイクロLEDディスプレイ実現に向けた希土類添加GaN LEDの事業化	立命館大学 総合科学技術研究機構 教授 藤原 康文	Beyond Next Ventures株 式会社
慢性腎臓病腎機能改善薬の国際展開に向けた研究開発	岡山大学 研究推進機構 医療系本部 教授 中山 雅敬	Beyond Next Ventures株 式会社

令和5年度 スタートアップ・エコシステム共創プログラム 採択プラットフォーム
(2024年1月12日時点)

プラットフォーム名	主幹機関	SU創出共同機関
北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク (HSFC)	北海道大学	小樽商科大学、室蘭工業大学、北見工業大学、公立ほこだて未来大学、札幌医科大学、北海道情報大学、北海道科学大学、苫小牧工業高等専門学校、函館工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、北海道科学技術総合振興センター
みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム (MASP)	東北大学	弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、福島大学、新潟大学、長岡技術科学大学、宮城大学、会津大学、東北芸術工科大学、秋田県立大学、岩手県立大学、東北学院大学、福島県立医科大学、八戸高等専門学校、秋田高等専門学校、一関高等専門学校、鶴岡高等専門学校、仙台高等専門学校、長岡高等専門学校、福島高等専門学校、東北大学ナレッジキャスト株式会社
Greater Tokyo Innovation Ecosystem (GTIE)	東京大学、早稲田大学、東京工業大学	筑波大学、千葉大学、東京農工大学、神奈川県立保健福祉大学、横浜市立大学、東京医科歯科大学、慶應義塾大学、東京都立大学、芝浦工業大学、東京理科大学、茨城大学、電気通信大学、東海大学
Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)	名古屋大学	豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大学、藤田医科大学、名古屋市立大学、静岡大学、浜松医科大学、豊田工業大学、岐阜薬科大学、名古屋工業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学、自然科学研究機構、STATION Ai株式会社
関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC)	京都大学	大阪大学、神戸大学、大阪公立大学、大阪工業大学、関西大学、近畿大学、京都市立工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学、立命館大学、同志社大学、龍谷大学、京都先端科学大学、奈良先端科

		学技術大学院大学、奈良女子大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、関西学院大学、滋賀大学、滋賀医科大学、大阪産業局、京都知恵産業創造の森
Peace & Science Innovation Ecosystem (PSI)	広島大学	岡山大学、島根大学、愛媛大学、徳島大学、高知大学、香川大学、鳥取大学、広島市立大学、叡啓大学、県立広島大学、広島修道大学、安田女子大学
Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup ecosystem (PARKS)	九州大学、九州工業大学	長崎大学、北九州市立大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、九州産業大学、久留米大学、第一薬科大学、福岡大学、福岡工業大学、山口大学、立命館アジア太平洋大学、沖縄科学技術大学院大学、株式会社FFGベンチャービジネスパートナーズ
Tech Startup HOKURIKU (TeSH)	北陸先端科学技術大学院大学、金沢大学	富山大学、福井大学、富山県立大学、公立小松大学、石川県立大学、福井県立大学、金沢工業大学、金沢医科大学、北陸大学、福井工業大学、富山高等専門学校、石川工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、株式会社ビジョンインキュベイト
Inland Japan Innovation Ecosystem(IJIE)	信州大学	山梨大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、自治医科大学、株式会社信州TLO

II. 參考資料

令和5年3月14日
文部科学大臣決定

大学発新産業創出基金補助金交付要綱

(通則)

第1条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第25条第2項の規定に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発の推進及び地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成の推進（以下「研究開発事業」という。）並びにこれに附帯する業務を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

イ 基金の名称

ロ 基金の額

ハ 上記ロのうち国費相当額

ニ 研究開発事業の概要

ホ 研究開発事業の目標

ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制

二 事業内容の変更をする場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金により行う業務（以下単に「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。

六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。

イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。

ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

ホ 機構は、科技イノベ活性化法第27条の3第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

(1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）

(2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

(3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

(4) 保有割合

(5) 保有割合の算定根拠

(6) 研究開発事業の目標に対する達成度

ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣

は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第6条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第10条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで別紙様式4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に

応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 機構が、補助金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
- 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 14 条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 15 条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 16 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることを求め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

○国立研究開発法人科学技術振興機構大学発新産業創出基金設置規程

(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規程第 7 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、大学発新産業創出基金(以下「基金」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 令和 4 年度一般会計補正予算(第 2 号)により交付される補助金により、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発の推進及び地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成の推進並びにこれに附帯する業務を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に基金を設置する。

(基金の業務)

第 3 条 基金は、大学発新産業創出基金補助金交付要綱(令和 5 年 3 月 14 日文科科学大臣決定)第 2 条に規定される研究開発事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の資金運用)

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

○国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則

(令和5年3月1日令和5年規則第9号)

改正 令和5年3月28日令和5年規則第18号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基金の資金運用(第3条―第13条)
- 第3章 基金管理委員会(第14条―第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)第25条に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に設置された基金の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる基金)

第2条 この規則の対象となる基金は、次のとおりとする。

- (1) 革新的研究開発推進基金
- (2) 創発的研究推進基金
- (3) 経済安全保障重要技術育成基金
- (4) 大学発新産業創出基金
- (5) 先端国際共同研究推進基金
- (6) 革新的GX技術創出事業基金

2 前項に定める基金のほか、新規に設置される基金について、基金の設置に先立ち、第14条の基金管理委員会において第15条第2号に定める事項を審議する必要があるときは、この規則を適用する。

第2章 基金の資金運用

(資金運用の原則)

第3条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
- (2) 資金運用は、事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の資金運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(資金運用方法)

第4条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第5条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、資金運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で資金運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

3 引合に際しては、金融機関に対して資金運用しようとする額、資金運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第6条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第7条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第8条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第9条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は、経理部長が行うものとし、この業務に係る事務は、経理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第10条 基金の出納業務は、会計規程(平成15年規程第13号)第6条第2項に規定する収入責任者及び第3項に規定する支出責任者の命令に基づき、同規程第6条第4項に規定する出納主任が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第11条 経理課長は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第12条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は、直ちに理事長及び経理担当理事に報告しなければならない。

(資金運用実績の報告)

第13条 経理部長は、資金運用実績を定期的に、また必要に応じ、基金管理委員会に報告するものとする。

第3章 基金管理委員会

(設置)

第14条 基金の管理運営に関し、必要な事項を審議するため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条に基づき、機構に基金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の設置及び運用に係る諸規則に関する事項
- (2) 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- (3) 基金の支出に関する重要事項
- (4) その他基金の資金運用に関する必要事項

(構成)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総括担当理事、総務担当理事及び経理担当理事
- (3) 経営企画部長、総務部長及び経理部長

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置き、理事長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第18条 委員長は、委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電子メール等により委員会を開催することができる。ただし、重要な事項を審議する場合を除く。
- 4 委員長は、審議事項の内容について説明を求めると審議対象基金の担当理事及び事業担当部室長を出席させることができる。
- 5 委員会において必要と認める場合には、委員長は、委員以外の専門的知識を有する者又は役職員等に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員会の議事は出席(第3項に基づき書面又は電子メール等により委員会を開催する場合は、議事への参加表明をもって出席とみなす。)した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事の出席)

第19条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第20条 委員会の事務は、各基金の事業担当部室の協力を得て、経理部が担当する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前にした革新的研究開発推進基金管理委員会、創発的研究推進基金管理委員会及び経済安全保障重要技術育成基金管理委員会の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、基金管理委員会がこの規則の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 3 この規則の施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、この規則及び関連例規の相当規定に基づいてした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則(令和5年3月28日令和5年規則第18号)

この規則は、令和5年3月28日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の次に2号を加える改正規定は、令和5年3月30日から施行する。

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）
（基金）

第27条の2 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの

（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第27条の3 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）（抄）
（基金の設置等）

第25条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○業務方法書（文部科学大臣認可 平成15年10月1日）
（特定公募型研究開発業務）

第 51 条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

[第 5 期]（文部科学大臣決定 令和 4 年 2 月 28 日（令和 5 年 2 月 28 日改正））

2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する。

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和5年度特定公募型研究開発業務
（大学発新産業創出基金事業）
に関する報告書に付する文部科学大臣
の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和5年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和5年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、「大学発新産業創出基金事業」について、文部科学省等と調整を図りつつ、事業を的確かつ効果的に推進するためのガバニングボードの設置・開催を含め、事業全体の制度設計から公募・選考・採択を行うなど着実に事業運営を実施した。
2. 新たに開始したスタートアップ・エコシステム共創プログラム及びディープテック・スタートアップ国際展開プログラムの着実な実施を図るため、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるための事業化及び研究開発のマイルストンの達成状況の把握に努めるとともに、各プラットフォーム間の連携を促進する取組、事業化人材の発掘など、ガバニングボードの助言を得ながら、エコシステム形成に向けた取組や推進体制の整備を期待する。
3. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。